

堺市グローバル展開促進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請人

様

堺市長

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	堺市グローバル展開促進事業補助金
補助金交付金額	円		
交付予定時期	金額一括 年 月 ※ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。		

1 補助条件は次のとおりとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 次の全てに該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）若しくは堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）
 - ② 補助事業者が法人の場合にあっては、その役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者
- (4) 規則の規定に従うこと。